

第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画素案に対するご意見の概要と区の考え方

意見者数:5人 意見数:40件

| No. | 意見提出者の区分 | 該当箇所 | 意見内容 | 区の考え方 |
|-----|--------------------------------|----------|--|--|
| 1 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第1章 p.5 | 1. P5ちよだみらいプロジェクトにおける男女共同参画に関する概要と指標について 目標33●DVやハラスメント、いじめや虐待を許さない人権意識が区民全体に浸透している(意見)上記目標について「区民全体」となっているが、昼間人口の多い千代田区であるため、真に効果を出すためには「区内にある企業など」も同様に組み入れる必要があると考える。 | ちよだみらいプロジェクトの上位理念として位置付けられる千代田区第3次基本構想において、「在住者はもちろんのこと、100万人の昼間区民や企業を対象とした行財政運営を行ない、これらの人びとを活力とし、地域社会への関心や、自治意識と連携感を共有しながら、まちづくりに取り組む自治体」を基本方針として掲げています。 人権意識にかかる取組みについても、昼間区民を含む区民全体を対象とし、人権啓発に関する講演会、展示会といった取組みを行っております。このような取組みを引き続き推進してまいります。 |
| 2 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第1章 p.5 | 2. 目標33○施策の目標の実現に関する指標 DVや児童虐待、いじめなどのない人権が尊重されている社会であると思う人の割合(意見)現状値77.2%とあるが、自殺予防相談事業を行う中ではとてもそのような数字が出るのは考えられないほどの相談がある。このことから、「意識していない」「知らない」などが相当数この中に含まれていると考えられる。設問について精査が必要。 | 区民世論調査において、概ね毎年度、「あなたのまわりでは、人権が尊重されている社会であると思いますか」との設問をしています。令和2年度は、「思う」26.0%、「どちらかと思う」51.2%の合計で77.2%、「あまり思わない」18.4%、「思わない」3.7%となっております。 p.5の記載内容については、過去の計画の記載のため変更はできませんが、いただいたご意見は今後の検討材料とさせていただきます。また、注釈として「自分のまわりでは、人権が尊重されている社会であると思う人の割合」を追記いたします。 なお、目標1、施策の方向1「人権平等・ジェンダー平等の意識づくり」の成果目標は、ちよだみらいプロジェクトの指標である「DV被害や児童虐待、いじめなどのない人権が尊重されている社会であると思う人の割合」に記載を統一し、同様に注釈を追記いたします。 |
| 3 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第2章 p.17 | 3. P17ワークライフバランス ■男性の育児・介護休業の取得についての認識 (意見)「女性が取得したほうがよい」という設問がある。そう思う理由について確認する設問も必要である。その上でその理由への対策も検討する必要がある。 | |
| 4 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第2章 p.19 | 4. P19■ハラスメントの被害状況 (意見)「受けたことはないが見たことはある」という設問があるが、その内容についても確認する設問が必要である。その理由について対策する必要がある。 | 男女共同参画に関する意識・実態調査は、過去の調査や国・都の調査との比較や、調査時の課題、効率的効果的な調査の観点から設問設定しています。令和2年度調査は実施結果であるため修正はできませんが、いただいたご意見は今後の検討材料とさせていただきます。 |
| 5 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第2章 p.20 | 5. P20■DV・ハラスメントを受けた際の相談状況 (意見)「相談しようと思わなかった」の設問があるが、その理由について確認する設問も必要である。その上でその理由への対策も検討する必要がある。 | |
| 6 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第2章 p.21 | 6. P21■LGBTsの人権を守るために力を入れていべきと思うこと (意見)「正しい理解を深めるための教育を学校で行う」の数値が大きい。どのような対策を行うか検討が必要。 | p.43①「LGBTsへの理解の促進」の事業の中で「41LGBTsに関する研修」を行うこととしております。人権教育推進委員会や人権教育研修会において、教員がLGBTsに関する研修等を受講し、正しい理解を深めた上で、学校での教育を推進してまいります。 |

| No. | 意見提出者の区分 | 該当箇所 | 意見内容 | 区の考え方 |
|-----|--------------------------------|----------|---|---|
| 7 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第2章 p.23 | 7. P23「性的マイノリティという言葉の意味を知っている人の割合」意見)効果をも高めるために「性的マイノリティに気づき、尊重する方法を知っている人の割合」にするもしくは追加する必要がある | 男女共同参画に関する意識・実態調査は、過去の調査や国・都の調査との比較や、調査時の課題、効率的効果的な調査の観点から設問設定しています。令和2年度調査は実施結果であるため修正はできませんが、いただいたご意見は今後の検討材料とさせていただきます。 |
| 8 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第2章 p.24 | 8. P24目標1の(1)①人権尊重・男女平等に対する意識啓発意見)DVや児童虐待は男性優位の考えがあるとされています。ジェンダー平等の根底には「男性らしさとされる家族を養うという重圧から解放すること」が大切と考えます。そのために価値観に風を吹かせる研修などが必要です。 | 第5次計画の取組み状況の結果の記載であり、変更はできませんが、p.35「固定的性別役割分担意識や無意識の思い込みによる悪影響を取り除き、ジェンダー平等を推進するために、さらなる意識啓発を行う」としており、講座等において、さらに男性の役割分担の思い込みに焦点を当てた啓発を検討を行ってまいります。 |
| 9 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第2章 p.24 | 9. 同上の③男女の性や健康に関する理解促進と支援意見)特定妊婦に対する医療支援、経済支援なども必要。性的虐待から守るため、幼児へ「いいタッチ」「わるいタッチ」の教育も必要。(Jennie G.Noll,PhD)この教育にはいいタッチわるいタッチ(復刊ドットコム 安藤由紀著)が活用できると考える。 | ・第5次計画の取組み状況の結果の記載であり、変更はできませんが、本区においては妊婦に対する出産・子育ての支援等を行っており、支援の対象には特定妊婦も含んでおります。また、自殺対策の一つとして、出産前から保健師が精神面でのサポートを行う等の支援も行ってまいります。 第6次計画におきましては、p.40「②妊娠期から子育て期までの支援」の事業として、引き続き支援を行ってまいります。 ・文部科学省による「生命(いのち)の安全教育」でも、子どもを性的虐待・性被害から守る知識として「プライベートゾーン」の指導を段階的に行っており、p.40「③互いの性や生殖に関する理解の促進」の事業の中で「23『生命(いのち)の安全教育』の推進のための教材等の活用」を行うこととしております。いただいたご意見を参考とさせていただきます、検討を行ってまいります。 |
| 10 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第2章 p.26 | 10. P26目標2(1)①DV・デートDVへの対策の推進意見)DVした人への再教育プログラムの実施が必要。 | 第5次計画の取組み状況の結果の記載であり、変更はできませんが、相談等の中で必要な場合は、東京都や民間団体の加害者プログラムにつなげるよう図ってまいります。 |
| 11 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第2章 p.27 | 11. P27目標3(1)①働きたい・働き続けたい女性に対するキャリア形成の支援意見)コロナ禍、非正規雇用は圧倒的に女性が多いことがクローズアップされ、自殺者も増加。このことから、正社員として採用できるよう制度を整えることが必要である。P23の10の数値目標3にある高校生、大学生に向けたキャリア形成支援事業の実施でも必要と思われる。 | 第5次計画の取組み状況の結果の記載であり、変更はできませんが、p.35「非正規労働者やひとり親をはじめとした女性の貧困に対し、就業・生活の安定に向けた支援の強化が課題」とし、また、p.58「①キャリア形成・就労の支援」の事業の中で「72キャリア形成・就労に関する講座・講演会」「73国・東京都の各種支援制度の活用促進」を行うこととしております。労働法制については、国の動向を注視してまいります。 |
| 12 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第2章 p.27 | 12. P27目標3(1)②男性の働き方に対する意識改革に向けた啓発意見)男性の育児、家事、介護への講座、地域の仲間づくりの場の提供、家庭や働き方に対する意識改革の啓発などは評価できる。これに加えて、男性の自殺率にも影響している。と思われる古くからの重圧(男は家庭を守るもの、強くあるもの等)などの価値観を考える機会が必要。そのためには両性及び無性の方たち、Z世代なども含めたグループワークの場なども必要と考える。 | 第5次計画の取組み状況の結果の記載であり、変更はできませんが、p.35「固定的性別役割分担意識や無意識の思い込みによる悪影響を取り除き、ジェンダー平等を推進するために、さらなる意識啓発を行う」としており、講座等において、さらに男性の役割分担の思い込みに焦点を当てた啓発を検討を行ってまいります。 |

| No. | 意見提出者の区分 | 該当箇所 | 意見内容 | 区の考え方 |
|-----|--------------------------------|----------|---|--|
| 13 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第3章 p.31 | 13. P31視点2 意見)重要であり、評価できる視点である。 | |
| 14 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.35 | 14. P35(1)現状と課題■ジェンダー平等とダイバーシティ&インクルージョン 意見)アンコンシャスバイアスによる差別発生、性別役割分担意識に捉われない役割について明記されており優れていると思われる。 | 計画素案に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。 |
| 15 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.35 | 15. P35(1)現状と課題■生活上の困難を抱える女性 意見)非正規労働者やひとり親の貧困に対する支援強化に触れており優れている。 コロナ禍、非正規労働者の減少の数値からは女性労働者から解雇になっている状況がわかる(2021年3月19日時事ドットコム)。こうした点への対策が急務であると考えます。 | |
| 16 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.36 | 16. P36(2)施策の方向1人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり 施策③区民等向けの人権尊重・ジェンダー平等施策の実施 意見)・「等」について明確にされたい。 ・屋間人口の多い区であるため企業にも人権尊重・ジェンダー平等施策の実施が重要である。 | p.39「③区民等向けの人権尊重・ジェンダー平等施策の実施」に事業を掲載しており、「等」には、在学者・在勤者、区内企業も含まれます。いただいたご意見を参考にさせていただき、「区民等」の定義の注釈を追記いたします。 |
| 17 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.36 | 17. P36施策の方向2成果目標「リプロダティブヘルツという言葉の意味を知っている人の割合」 意見)上記を指標としているが内容についての理解まで踏み込んでいく必要があると考える。 | p.36「リプロダティブ・ヘルズ/ライツ」という言葉の意味を知っている人の割合」の指標に関する事業としては、p.40「③互いの性や生殖に関する理解の促進」の中に、「22性や生殖に関する知識及び情報の普及・啓発」、「23「生命(いのち)の安全教育」の推進のための教材等の活用」を入れており、内容の理解についても推進してまいります。 |
| 18 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.37 | 18. P37施策の方向3 意見)施策⑤を新設し、若年女性に含まれるものと思われるが、「特定妊婦への支援」を追加しリプロダティブヘルツの重要性を可視化していく必要がある。 | 本区としましては、妊婦への支援として出産・子育て支援を行っており、支援の対象として特定妊婦も含んでおります。また、自殺対策の一つとして、出産前から保健師が精神面でのサポートを行う等の支援も行っております。p.40「②妊娠期から子育て期までの支援」の事業として、引き続き支援を行ってまいります。 |
| 19 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.37 | 19. P37施策の方向4成果目標 意見)「LGBTsの対応の仕方を理解している」を追加する必要がある。 | 令和2年度実施の意識・実態調査の設問により、p.37「「LGBTs」という言葉の意味を知っている人の割合」としており、ご意見の設問はないため変更はできませんが、次期計画策定前の意識・実態調査において、あらためて設問の検討を行ってまいります。 p.44「44LGBTsへの対応に関するハンドブックの充実」など、現状においても対応の仕方の理解促進を図っておりますが、さらに充実し理解促進を進めてまいります。 |
| 20 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.38 | 20. P38施策・事業【施策の方向1】① 意見)・映画「ジェンダー・マリアージュ」の視聴会なども有効と考える。 ・「男らしさ、女らしさとジェンダー平等について考える」というグループワーク研修会の開催も有効。 | 講座等の事業の中で、内容について検討を行ってまいります。 |

| No. | 意見提出者の区分 | 該当箇所 | 意見内容 | 区の考え方 |
|-----|--------------------------------|----------|--|---|
| 21 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.38 | 21. P38② 意見)リード文に、スクールカウンセラー等とあるが、環境調整を業務とするスクールソーシャルワーカーも追記が必要。 | 本区においてスクールソーシャルワーカーは教育研究所に配置されており、必要に応じて各学校の支援を行う体制をとっております。そのため、表記としましては「等」の中に含んでおります。 |
| 22 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.39 | 22. P39【施策の方向 2】生涯を通じた心とからだの健康づくりの推進 ① 疾病予防、健康づくりの推進 意見)自殺対策について明記してあることが評価できる。 | 計画素案に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。 |
| 23 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.39 | 23. P39③NO10 意見)事業内容に「男らしさ、女らしさの価値観を考える研修」を企画願いたい。 | 講座等の事業の中で、内容について検討を行ってまいります。 |
| 24 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.39 | 24. P39③NO12及びP60①12 意見)雇用主向け講座においては「正規雇用の大切さ」についても盛り込んでいただきたい。 | 雇用主向け講座は国や東京都との共催で実施しております。いただいたご意見の情報共有を図ってまいります。 |
| 25 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.40 | 25. P40③NO22 意見)DVや虐待の始まりになるとされる男性の避妊協力の問題についても内容を盛り込む必要がある。 | 講座等の事業の中で、内容について検討を行ってまいります。 |
| 26 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.44 | 26. P44【施策の方向4】LGBTsへの理解と人権尊重のための施策の推進 ②LGBTsの相談の実施 意見)LGBTsの自殺念慮が高い状況から、対策として「心の健康相談」を追加する必要がある。また、その旨を「自殺対策計画」にも明記する必要がある。 | いただいたご意見を参考にさせていただき、p.44「施策の方向4②LGBTs相談の実施」の事業として「心の健康づくり」を追加いたします。 |
| 27 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.44 | 27. P44③45 意見)・ハンドブックにも異常でない」と明記しているので早急なパートナーシップ制度の導入決定が必要と考えます。 | 東京都が同性パートナーシップ制度を令和4年度に導入予定であるため、その動向を踏まえて、導入について検討を行ってまいります。 |
| | | | ・自殺予防相談では「体は女性だが心は男性」という中学生がトイレを使わずに不登校になるケースがあります。学校にはどのような性でも使えるトイレの設置を望みます。ただしトイレ内部のゴミ箱の中身は、次に利用する人が見えないよう特段の配慮を要するなどの状況も考えられますので当事者を含めた検討が必要と思います。 | 本区では、小学校(6/8校)、中学校(2/2校)及び中等教育学校1校において男女別のトイレの他にどのような性でも使用ができる「誰でもトイレ」を設置しております。トイレ内部のゴミ箱についても設置しております。今後は、「誰でもトイレ」未設置校について関係課とともに現状の把握に努め、設置に向けて検討してまいります。 |

| No. | 意見提出者の区分 | 該当箇所 | 意見内容 | 区の考え方 |
|-----|--------------------------------|----------|---|---|
| 28 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.45 | 28. P45目標2■児童高齢者障害者に対する虐待の状況 意見)・不登校やひきこもりの状態からの虐待、DVの発見も多いため、追記する必要がある。 ・子どもがいる人と一緒になる男性等、突然父親となる方向けの子どもと母親の人権や関係性について教育するプログラムが必要。 | <p>・p.45目標2につきましては、本区の状況を踏まえた内容となっております。本区においては、不登校やひきこもりの状態からの虐待、DVの発見が多いといった状況ではないため、特筆して記載はしておりません。ご理解いただければと思います。記載はしておりませんが、不登校やひきこもりへの対応については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知の「児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について」に基づき、出欠情報提供書により把握を行っております。また、相談状況に応じ教育相談等との連携を図り対応しております。</p> <p>・個別の相談の中で必要に応じ関係機関との連携しながら対応しております。また、対象を限定した講座ではありませんが、相談内容により親の子育て講座「親と子の絆プログラム」をご紹介しております。</p> |
| 29 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.47 | 29. P47施策の方向2成果目標 意見)現状値についてはのべ人数であることの記載と実人数の記載が必要。(高齢者の数値が多すぎると感じるため詳細がわかるようにする必要がある) | <p>・実人数については、匿名の相談もあり、正確な人数が把握できかねるため、現状値の件数につきましては、延べ件数としております。いただいたご意見を参考にさせていただき、指標の表記を修正させていただきます。また、高齢者の数値につきましては、相談全体の件数(34,608件)から虐待に関する相談のみの件数(994件)に修正いたします。</p> |
| 30 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.48 | 30. P48(3)施策の方向1① 意見)・被害にあう側の支援のみでなく、「DV加害者への教育プログラムを実施」をすることで減少できるものと考えている。 | <p>相談の中で、加害者プログラムが必要と判断した場合、東京都等のプログラムへ連携してまいります。</p> |
| 31 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.49 | 31. P49②16 意見)・自殺対策について盛り込んであることが評価できる。特に以下の内容について検討が必要である。この内容は千代田区自殺対策計画とも連動し明記する必要がある。 ・昔からの男性にかかる重圧などを含めて両性や無性、Z世代なども含めた「男らしさ、女らしさ」などに関する勉強会など ・DV被害者だけでなく加害者への教育 ・DV発見時等の警察との情報共有、連携強化 | <p>計画素案に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。</p> <p>・講座等の事業の中で、内容について検討を行ってまいります。</p> <p>・相談の中で、加害者プログラムが必要と判断した場合、東京都等のプログラムへ連携してまいります。</p> <p>・p.54「③DV被害者を安全に保護する体制の確保」の事業の中で「54 同行支援」、「③安全・安心なまちづくりの推進」の事業の中で「70区内警察署との覚書による連携」等、その他の相談事業においても必要に応じて連携を行っておりますが、引き続き連携強化・情報共有を図ってまいります。</p> |
| 32 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.50 | 32. P50③ 意見)・より安全な保護を実現するためには警察(特に身近な交番)との情報共有などの連携が重要。項目追加を希望。 | <p>p.54「③DV被害者を安全に保護する体制の確保」の事業の中で「54 同行支援」、「③安全・安心なまちづくりの推進」の事業の中で「70区内警察署との覚書による連携」等、その他の相談事業においても必要に応じて連携を行っておりますが、引き続き連携強化・情報共有を図ってまいります。(No.31の回答と同じ)</p> |

| No. | 意見提出者の区分 | 該当箇所 | 意見内容 | 区の考え方 |
|-----|--------------------------------|----------|--|--|
| 33 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.51 | 33. P51④ 意見)・56:区の実状に合わせた区で必要と思われるプログラム案を作成する必要があると考えます。 ・支配は一種の依存でもあることを加害者へ啓発する教育プログラムが必要(NPOステップ参照)。 ・警察からの情報提供などで警備なうちに受けることが大切と考える。 ・ジェンダーバイアスの教育プログラムも重要なため追加が必要。 | ・新規事業のため、今後の状況を把握しながら必要に応じたプログラム等について検討を行ってまいります。 ・相談の中で、加害者プログラムが必要と判断した場合、東京都等のプログラムへ連携してまいります。 ・p.35「固定的性別役割分担意識や無意識の思い込みによる悪影響を取り除き、ジェンダー平等を推進するために、さらなる意識啓発を行う」としており、講座等において、さらに男性の役割分担の思い込みに焦点を当てた啓発の検討を行ってまいります。 |
| 34 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.54 | 34. P52① 意見)・不登校・ひきこもり状態から虐待やDVが発見されることがあるため追記が必要。 ・いいタッチわるいタッチの教育が必要 | ・施策の方向、事業を記載しており、ここでは現状・課題は記載しておりません。(No.28の回答を参照) ・文部科学省による「生命(いのち)の安全教育」でも、子どもを性的虐待・性被害から守る知識として「プライベートゾーン」の指導を段階的に行っており、p.40「③互いの性や生殖に関する理解の促進」の事業の中で「23「生命(いのち)の安全教育」の推進のための教材等の活用」を行うこととしております。いただいたご意見を参考とさせていただき、検討を行ってまいります。(No. 9の回答と同じ) |
| 35 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.52 | 35. P52② 意見)・高齢者虐待傾向の分析が必要。 ・自殺予防相談では中高生が親による祖父母の虐待を見て心を病んでいる。この場合、虐待と気づいていないことも多いため高齢者の人権についての啓発を若者向けにも実施する必要がある。 ・「養護者支援」の追加が必要。意欲なくネグレクトをしてしまう養護者にはうつや発達障害も疑われるためスクリーニング検査や受診同行体制の整備、ストレスからの解放のための介護サービス利用促進、経済問題解決のための制度創設などを実施する必要がある。 | ・高齢者虐待の傾向については、コロナ禍の影響によるものか、相談件数が減少傾向と分析しておりますが、本計画には特に記載しておりません。 ・高齢者の人権啓発については、広く区民に向けて高齢者虐待ゼロのまちづくりハンドブック「ノックの手帳」の配布や講座等を実施し啓発を行っております。いただいたご意見は今後の啓発事業の参考とさせていただきます。 ・養護者支援については、定期的な面談、訪問、受診促進、介護サービスの利用促進、経済面の相談(社協の紹介等)等による支援を行っております。いただいたご意見を参考にさせていただきます、p.52「②高齢者虐待防止対策の推進」の事業「59高齢者に関する相談」に、「また、介護者に対する相談及び各種の支援を行います。」と追記させていただきます。今後は、再発防止に向けた精神的な支援を継続的に行うカウンセリング事業の実施等、検討を行ってまいります。 |
| 36 | 区内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体① | 第4章 p.57 | 36. P57施策の方向3成果目標 意見)指標「夫は外で働き妻は家庭を守るべきであると思わない人の割合」を掲げているのは評価できる。ただし、そのための施策の④に男らしさの重圧からの解放が大切と考えます。P60に④として先の12に挙げた男性の自殺率にも影響していると思われる古くからの重圧(男は家庭を守るもの、強くあるもの等)などの価値観を考える機会が必要。そのためには両性及び無性の方たち、Z世代なども含めたグループワークの場なども必要と考える。 | p.35「固定的性別役割分担意識や無意識の思い込みによる悪影響を取り除き、ジェンダー平等を推進するために、さらなる意識啓発を行う」としており、p.39「③区民等向けの人権尊重・ジェンダー平等施策の実施」の中の講座等において、さらに男性の役割分担の思い込みに焦点を当てた啓発の検討を行ってまいります。 |

| No. | 意見提出者の区分 | 該当箇所 | 意見内容 | 区の考え方 | | | | | | |
|-----------------------------|-------------------|----------------|---|---|----|----|--------|-----------------------------|------------------|----------------|
| 37 | 在勤者① | 第4章 p.62 | <p>「千代田区の区議会議員に占める女性の割合を増やす」目標値と達成のための対策の作成と実行が必要。</p> <p>今回の「第6次千代田区男女平等推進行動計画」策定の基礎資料となるのが、令和3年3月にまとめられた「千代田区男女共同参画についての意識・実態調査報告書」である。</p> <p>問27(区政への女性の参画について)の①区議会議員に占める女性の割合は、現状値(令和2年4月)24%。これに対し、区民は、54.1%が女性がもっと増えた方が良く回答している。</p> <p>前回平成29年3月に策定した「第5次千代田区男女平等推進行動計画」においては、「区議会議員に占める女性の割合」については、ここまで増やそうという目標値さえ設定されていなかった。</p> <p>では、今回の「第6次千代田区男女平等推進行動計画」はどうだろうか？</p> <p>第6次計画の新規・拡充事業の中に、「⑥政策・意思決定過程における女性の参画の拡大」があるものの、千代田区の「区議会議員に占める女性の割合」を増やす「目標値」の設定について今回も全く触れられていない。避けて通っているようである。</p> <p>日本は、世界の中でも政策・方針決定過程への女性の参画が少なく、ジェンダーギャップが大きい。(第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月閣議決定))</p> <p>「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」は、第1分野とされている。</p> <p>そのポイントは、女性候補者の割合を高めることを要請。地方議会における取組の要請。がある。</p> <p>ぜひとも、千代田区の「区議会議員に占める女性の割合を増やす」ことを目標値を決め、その方策について実効性のあることを即座に実行して目標を達成してほしい。国の方向性にあったことを地方でも行うべきである。無視するべきでないと思う。</p> <p>区議会議員に占める女性の割合を増やす方策については、千代田区男女平等推進区民会議の会長の三浦まりさんに相談したら良い。三浦まりさんは、「パリテ」というフランスで「同等」「同一」を意味する言葉を日本に紹介され、フランスで、2000年にパリテ法と呼ばれる法律が制定され、男女の政治参画への平等が促進されたことについても詳しいでしょうから、具体的な方策についてこそアドバイスを受けた方が良く思う。</p> | <p>・政策・意思決定過程における女性の参画の拡大は、たいへん重要であると認識しており、啓発等に努めてまいります。区議会議員については、政党等において、自律的に推進していくものと考えております。区議会においても、議員活動と家庭生活の両立支援のため、出産、育児、家族の看護、介護、配偶者の出産等の欠席事由を明文化した会議規則の改正を行うなど、環境整備を行っております。</p> <p>【参考】</p> <p>・国の「第5次男女共同参画基本計画」p.19より抜粋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状</th> <th>目標(期限)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統一地方選挙の候補者に占める女性の割合 (注2)</td> <td>16.0% (2019年)</td> <td>35% (2025年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注2) 政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自律的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。現状値は、2019年統一地方選挙における都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。</p> | 項目 | 現状 | 目標(期限) | 統一地方選挙の候補者に占める女性の割合 (注2) | 16.0% (2019年) | 35% (2025年) |
| 項目 | 現状 | 目標(期限) | | | | | | | | |
| 統一地方選挙の候補者に占める女性の割合 (注2) | 16.0% (2019年) | 35% (2025年) | | | | | | | | |
| 38 | その他計画等に利害関係を有する方① | 第4章 p.35～ | <p>病院で受診する際保険証を必ず提示しなければなりません、戸籍上の性別は男と記載されている為婦人病の診療は受けられませんし、本人確認もまともに出来ません。</p> <p>年金データについても併せて問題で男性と記載されている為に長期的に同一の会社での就業が難しく社会保険が強制加入ではない企業を探して動かなくてはなりません。加えて男性だからと出来もしない力仕事を依頼されたり働きづらい事の上無いです。</p> <p>上記2点が社会生活上で大きな障害となっています。</p> <p>改善をお願いします。</p> | <p>・国民健康保険、年金は、法律による制度であり、法律の課題となっております。本区では、行政手続等における性別欄の記載のうち、特別な理由のないものについては削除等するよう努めておりますが、法律上必要なものは対応できない現状となっております。</p> <p>なお、国民健康保険証についてはご希望があれば保険証の表面性別欄は「裏面参照」とし、裏面の備考欄に性別表記をするといった対応をさせていただいております。</p> <p>また、年金につきましては日本年金機構が作成している申請書に性別欄がございますが、本区作成の書類ではないため削除等の対応はできません。ご理解ください。</p> <p>・法律上の課題となります。なお、東京都では「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」で、多様な性の理解の推進について定めており、都、都民、事業者に対し、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いを禁止しております。</p> <p>・本区においては、LGBTsへの対応に関する職員ハンドブックにより、本人確認を行う場合の配慮や、区が裁量権を持つ書類について必要のない性別欄の削除等の対応をしております。今後、区民・区内企業・区内医療機関等に向けたハンドブックの作成などにより、理解・促進を図ってまいります。</p> <p>・パートナーシップ制度の導入により、健康保険や年金の性別記載と性自認・性的指向の不一致の問題にも一部ではあるが資するものと考えており、検討を行ってまいります。</p> | | | | | | |

| No. | 意見提出者の区分 | 該当箇所 | 意見内容 | 区の考え方 |
|-----|---------------------------|-----------|---|---|
| 39 | その他計画等に 利害関係を有する 方② | 第4章 p.35～ | <p>・千代田区は他区と比較すると、LGBTq+の方々への配慮・対応が欠けていると感じる。(ただ、今回の【ジェンダー平等】への名称変更は評価に値する)渋谷区等を見習って、パートナーシップの導入等、LGBTq+の方々も住みよい千代田区にすべく、即刻対応頂きたい。</p> <p>・約1年半前に、千代田区に転入してきた際、千代田区役所職員に、パートナーシップ導入の意見を申し立てたが、その後も実現されていない。東京都を代表する千代田区だが、こうした面からもジェンダーに関する千代田区の取り組みは、その他のグローバル都市と比較すると非常に時代遅れであることを認識頂きたい。</p> | <p>東京都が同性パートナーシップ制度を令和4年度に導入予定であるため、その動向を踏まえて、導入について検討を行ってまいります。(No.27の回答と同じ)</p> |
| 40 | 在住者① | 第4章 p.35～ | <p>私は異性愛者であり、ジェンダー平等という観点においてこれまで不都合な思いをしたことはありませんでした。</p> <p>しかし、周囲を見渡してみますと少なくとも私自身の友人・知人がこの問題に直面し、性自認・性的指向が異なるということのみによって、社会的・法制度的に不自由を強いられています。</p> <p>ほんの一例ではありますが、同性婚についても憲法・法令上の問題を解決する糸口は見えず、こうした議論がいたずらに長引くことは目の前にいる未来溢れる若者の未来を奪い、この国の未来に暗い影を落としているといっても過言ではありません。</p> <p>ジェンダー平等という問題において、私のような異性愛者は利益を得ることはあっても不利益を被ることはすくないと思います。社会で不必要な不利益を強いられている人のためにパートナーシップ制度といった不平等の低減につながる政策の速やかな決定と実施をお願いしたいと存じます。(渋谷区など他の自治体も実施しており、議論は尽くされているのではないかと存じます)</p> | |